

1 裁判所及び検察審査会の所在地

(1) 地方裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高知地方裁判所（本庁）	〒780－8558 高知市丸ノ内1－3－5	〔代表〕 (088) 822－0576
高知地方裁判所須崎支部	〒785－0010 須崎市鍛冶町2－11	〔代表〕 (0889) 42－0046
高知地方裁判所安芸支部	〒784－0003 安芸市久世町9－25	〔代表〕 (0887) 35－2065
高知地方裁判所中村支部	〒787－0028 四万十市中村山手通54－1	(0880) 35－3007

(2) 家庭裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高知家庭裁判所（本庁）	〒780－8558 高知市丸ノ内1－3－5	〔代表〕 (088) 822－0576
高知家庭裁判所須崎支部	〒785－0010 須崎市鍛冶町2－11	〔代表〕 (0889) 42－0046
高知家庭裁判所安芸支部	〒784－0003 安芸市久世町9－25	〔代表〕 (0887) 35－2065
高知家庭裁判所中村支部	〒787－0028 四万十市中村山手通54－1	(0880) 35－4741

(3) 簡易裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高知簡易裁判所（本庁）	〒780－8558 高知市丸ノ内1－3－5	〔代表〕 (088) 822－0479
須崎簡易裁判所	〒785－0010 須崎市鍛冶町2－11	〔代表〕 (0889) 42－0046
安芸簡易裁判所	〒784－0003 安芸市久世町9－25	〔代表〕 (0887) 35－2065
中村簡易裁判所	〒787－0028 四万十市中村山手通54－1	(0880) 35－3007

(4) 検察審査会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高知検察審査会	〒780－8558 高知市丸ノ内1－3－5	(088) 822－0639

2 裁判所及び検察審査会の管轄区域

高 等 裁判所 (本庁)	裁判所				検 察 審 査 会	管轄区域	合 議 事 件	少 年 事 件
	地方裁判所・家庭裁判所			簡 易 裁判所				
	本庁	支部	家 裁 出張所					
高松	高知			高知	高知	高知市、南国市、土佐市、 香南市、香美市、長岡郡 （本山町 大豊町）、土佐 郡（土佐町 大川村）、吾 川郡のうちいの町、高岡郡 のうち日高村	高知	高知
		安芸		安芸		安芸市、室戸市、安芸郡 （東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸 西村）		
		須崎		須崎		須崎市、吾川郡のうち仁淀 川町、高岡郡のうち中土佐 町、佐川町、越知町、檮原 町、津野町、四万十町		
		中村		中村		四万十市、宿毛市、土佐清 水市、幡多郡（大月町 三 原村 黒潮町）		中村

(注) 1 「合議事件」欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

2 「少年事件」欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

3 「管轄区域」欄は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に基づくものである。